

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第171条第5項の規定に基づき、高萩・北茨城広域事務組合会計管理者（以下「会計管理者」という。）の権限に属する事務を分掌させるため、補助組織について必要な事項を定めるものとする。

(課及び係の設置)

第2条 会計管理者の権限に属する事務を分掌させるため、その補助組織として会計課（以下「課」という。）を置く。

2 課に、出納係を置く。

(職務等)

第3条 課に課長、係に係長を置く。ただし、必要がある場合は、参事、副参事、主査、課長補佐、副主査、係長、主任、主幹、主事及び主事補を置くことができる。

2 課長は、会計管理者がその任に当たる。

3 課長は、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 出納係長は、課長を補佐し、その分掌事務を掌理するとともに、会計管理者に事故あるときはその事務を代理する。

5 その他の職員は、上司の命を受け、その分掌事務を処理する。

(分掌事務)

第4条 第2条第1項に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 現金（現金に代えて納付させる証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。

(2) 小切手を振り出すこと。

(3) 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管を行うこと。

(4) 歳入歳出に関すること。

(5) 現金の記録管理を行うこと。

(6) 支出負担行為に関する確認を行うこと。

(7) 決算の調製に関すること。

(8) 指定金融機関の指定に関すること並びに指定金融機関等の指導、監督及び検査に関すること。

(9) 物品及び資材の出納並びに保管に関すること。

(10) その他出納に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。